

地方公営企業の視座と改革の論点

北海道大学公共政策大学院 教授 宇野 二郎

本稿は、都市自治体における地方公営企業のあり方を検討するために、地方公営企業の本質を表す三つの視座を示す。その三つの視座とは、公益企業、直営企業、公共企業の各視座である。これらは、筆者のこれまでの研究に基づくものであり、地方公営企業の制度の理念や内容、制度形成の過程、及び制度運用の過程から導かれ、整理されたものである。加えて、そうした三つの視座を評価軸として、現在の地方公営企業改革の論点である地方公営企業の料金や広域化及び広域連携のあり方について、都市自治体の水道事業を主に念頭に置きながら若干の考察を加えた。現在の料金や広域化等のあり方に関する議論は、主に公益企業としての地方公営企業を強調するものであり、地域性よりも機能性を重視したものである。他方で、直営企業や公共企業の視座から見ることによって、公益企業の視座からは見落とされる改革の論点が見出される。

1 はじめに

都市で暮らしていくためには、様々なインフラストラクチャーが必要となり、また、その運営のための機構が必要となる。その一端を担うのが、自治体が直営する企業、すなわち公営企業である。

公営企業の法制度上の位置づけは多様である。狭義の公営企業は、地方公営企業法が適用されている事業分野の企業であり、これを「地方公営企業」と呼ぶ¹。地方公営企業法のすべての規定が適用されるのは自治体の経営する水道事業、工業用水道事業、電気事業、ガス事業、軌道事業、鉄道事業、乗合自動車事業の7事業である。自治体病院は特殊であり、地方公営企業法の規定のうち財務規定等だけが適用される。条例を制定すればそのほかの事業についても地方公営企業法が適用される事業とすることができ（任意適用事業）、また自治体病院に法のすべて

の規定を適用することもできる。近年、任意適用事業に地方公営企業法を適用することが、政府によって進められている。

地方公営企業法が適用されると、独立採算制、財務・会計、職員の身分や人事、管理者の地位など組織のあり方などの面で、通常の自治体とは異なる取扱いがなされる。本稿では、この「地方公営企業」を議論の主な対象としたい。

地方公営企業は住民生活に不可欠なサービスを提供し、あるいは、地域振興の要になるなどして地域社会の中で一定の役割を果たしてきたが、1990年代に入る頃から非効率性が批判され、世界的に見ると民営化の対象になってきた。しかし2000年代に入ると海外諸国ではかつて民営化された事業が再公営化される事例も見られるようになってきている（宇野2016a；2016b）。こうした現象は、地方公営企業が

1 より広い定義として地方財政法の規定がある。地方財政法は、公営企業として、特別会計を設置し、基本的に独立採算で経営されるべき事業を、同法施行令第46条で具体的に列挙している。水道事業、工業用水道事業、交通事業、電気事業、ガス事業のほか、簡易水道事業や公共下水道などの13事業がそれである。

効率性という一つの観点から語りえない公共的な特性を持ちあわせていることを意味している。

実際、施設の老朽化が進み、人口が減少し、災害が頻発し、地球温暖化防止のために環境配慮が強く求められるようになってきている現代の日本社会において、様々な社会インフラを担う地方公営企業の役割が再認識されるようになってきている。

本稿では、これまでの筆者の研究に基づきながら地方公営企業の本質を表す視座を示すとともに、それを評価軸として、近年の地方公営企業改革の論点である料金と広域化及び広域連携のあり方について若干の考察を加えたい。

2 地方公営企業の三つの視座

地方公営企業の本質とは何か。それを考えるための視座にはどのようなものがあるだろうか。地方公営企業の経営原則として、経済性の発揮と公共性の増進の調和（地方公営企業法第3条）が謳われているが、それ以上に地方公営企業の本質について定まった見方はない。もっとも、地方公営企業の制度の理念や内容、制度形成の過程、及び制度運用の過程に関する筆者のこれまでの研究から整理するならば、地方公営企業の視座として、①公益企業の視座、②直営企業の視座、③公共企業の視座という三つの視座を挙げることはできるだろう（宇野 2019）。

第1の視座は、公益企業の視座である。地方公営企業の多くは、住民一般を対象として生活に必要不可欠な公益的なサービスを担っている企業である。地方公営企業の中には、工業用水道や用水供給事業のように住民一般にサービスを供給するわけではない事業もあるが、沿革的には、戦前からの大都市の水道事業、交通事業、電力事業、ガス事業などの公益事業が中心であり、現在の事業数を見ても水道事業と下水道事業の占める割合が高い（総務省自治財政局編 2023）。

公益企業としての地方公営企業に求められる価値は、サービス供給に関する公共性の増進とそれを支える確固とした経営基盤である。例えば水道事業を例にとるのであれば、安定給水や安全性の確保である。増加する人口に合わせて良質な水の量を確保することが地方公営企業としての水道事業には求められてきた。もっとも、どのような水準のサービスが

求められるのかは、時代によっても地域によっても異なる。例えば、水量の確保といっても、総量の確保、渇水等の際の地域間での水の融通、震災等の際の水の確保など様々な水準が考えられる。いずれの水準をとるのかについてはその都市の置かれた状況によるのだろうが、住民生活に不可欠なサービスを持続可能な形で確実に、また、経済性を発揮し効率的に供給し続けることは、どの地方公営企業にも共通して重要な価値として認められるだろう。

第2の視座は、直営企業としての視座である。地方公営企業は自治体が直接経営する企業である。地方公営企業は自治体の一部局であり、独自の法人格を持つわけではない。こうした直営方式が採用された背景には公営企業と地方自治を結びつける視点があった（宇野 2009）。

地方財政法の制定時に議論されたように、自治体が住民生活に直結するサービスに関わることで住民の自治体に対する関心や自治活動が高まるだろうという見方が、それである（奥野・柴田 1949）。地方公営企業法の制定時においても、地方公営企業を営営することは地方自治体の本来的な存立目的に合致するものであり、住民自治を実質的に裏付けるものとなるという議論が見られた（地方財務協会 1952）。これらの見方から導かれたのが直営方式である。地方公営企業の職員を一般の労働者ではなく、地方公務員制度の中に留めようとする動きを指摘する研究もあるが（大坂 1992）、地方自治体に本来的なものであるからこそ、地方公営企業は自治体そのものから切り離された組織ではなく、その中に置かれた組織とする必要があったという見方と矛盾するわけではない。

直営企業という視座に立つと、地方公営企業は民主制、あるいは住民の自治との関係から理解されなければならない。例えば、地方公営企業に関する透明性の程度や情報提供の充実具合が問題となり、あるいは、審議会等への住民参加に見られるような参加の程度が問題となる（宇野 2022b）。日本では議論されることはほぼないが、海外事例の中には、公営企業経営における住民参加や住民投票が制度化されていることもある（宇野 2016a; 2016b）。

一方で、直営企業の視座からは行政との一体性が、二つの意味で重要になる。一つは、行政の機能を内

在化させ、住民の福祉の増進を図るという意味である。例えば、生活者に対する福祉的な配慮や耐震化の促進といった公共的な配慮を、経営が許す限りにおいて積極的に実施しようとする態度である。もう一つは、一般会計部局が進める政策の手段の一つとして機能することである。例えば、経営的な許容範囲を超えた福祉的な配慮や地域産業政策的な配慮などがそうであろう²。近年では、地方公営企業自らが取り組む地球環境への配慮や自治体全体の計画に沿った環境対策の実施などのような脱炭素化の取組も直営企業の視座からは重要である（宇野 2023b）。また、下水道事業の雨水事業のように本来的に行政機能である事業を地方公営企業である下水道事業が担う。こうした場合には、経費負担区分に従い、一般会計繰出が行われる（宇野 2024）。

第3の視座は、公共企業の視座であり、これは直営企業の視座から派生する。地域経済循環や技術革新を重視する視座である。都市自治体は、都市地域社会と密接に結びつけられた地域団体であるため、住民の福祉の向上とともに、その都市地域の経済的、社会的な発展にも関心を持つ。直営企業としての公営企業にも都市地域の経済的、社会的な発展に貢献することが期待されている。あるいは、都市地域の発展のために行われる一般会計部局の施策との連携もまた公営企業の公共性である。地域内の雇用の確保、地元企業の育成・保護、あるいは地域経済循環への寄与が、その例として挙げられる。地域経済循環の観点からは、黒字傾向である電力事業を中核に据え、赤字傾向である都市内公共交通事業に内部補助するというドイツのシュタットベルケ（都市施設公社）のように、事業の複合化や内部補助に期待する研究もある（諸富 2016）。

こうした公共企業の視座からは、技術革新への貢献も重要である。都市地域の経済的、社会的な発展には技術革新が欠かせない。公営企業には、民間企業では導入しづらい先端的な技術を採用し、その発展を促す役割も期待される。人口減少が進む中で担い手不足が問題となる中では、デジタル技術に率先して取り組むことが、その都市地域の技術革新にだ

けでなく、中長期的な経営の安定にも寄与するだろう。

以上に見るように地方公営企業の視座には、地方自治体の直営の公益事業であるという特性から、公益企業の視座を中心としながらも、直営企業及び公共企業の視座も欠かせない。言い換えるのであれば、公益企業の視座は機能性の視座を表し、直営企業及び公共企業の視座は地域性の視座を意味する。

3 料金設定

それでは、こうした三つの視座から見ると、現在の地方公営企業改革の論点はどのように評価できるのだろうか。ここではまず料金のあり方について検討してみたい。

現在の地方公営企業に求められるのは、人口減少する中で老朽化する施設を大量に更新していくことである。そして今後の更新事業のあり方は将来の料金原価に影響を与える。全国的に見れば、水道事業では主に高度経済成長期及び1990年代に、下水道事業では1990年代に建設投資のピークがあるが、施設建設の歴史は各団体で様々であり、更新事業のあり方も各団体で様々である。そのため、自らの状況を分析した上で、アセットマネジメント等の手法を用いて更新総量を抑制しながら老朽化による事故等を回避するように適切な更新計画を策定していく必要がある。更新計画のあり方は財源のあり方との調整を要し、長期の投資試算と財源試算に基づく「経営戦略」の策定が重要である（宇野 2021）。

財源について注意を要するのは料金であり、特に、事業報酬又は資産維持費をどの程度料金原価に算入するかである（宇野 2012a; 2013）。

そもそも地方公営企業には大規模な建設投資を必要とする事業が多く、資金調達を容易にするために独立採算制が採用されてきた。地方財政法第5条は原則非募債主義をとるが、同条但書では公営企業に要する経費の財源とする場合をその例外とし、施設建設のための資金を地方債で調達することが予定されている。公営企業ではサービス供給によって料金

2 独立採算制と整合的であるためには、一般会計がこうした施策に係る経費を負担することが必要になるのだろうが、そうした負担が行われたとしても一時的なものであり、徐々に料金で賄うべきものへと内面化されることも多い（宇野2022a）。

収入を得ることが可能であり、それによって地方債の償還が可能であるからだ。地方債による資金調達と料金によるその償還の関係を明確にするために、公営企業には特別会計の設置と独立採算制の採用が義務付けられている（地方財政法第6条）。

特に、地方公営企業法が適用される事業に対しては、発生主義による企業会計方式の採用が義務付けられ、減価償却費を含むフルコストでの料金算定が可能となった。1966（昭和41）年の地方公営企業法改正では、料金について、「収支の均衡を保持させる」ものとしていた従前の規定を、「能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるもの」でなければならぬと改正し（地方公営企業法第21条第1項）、更新財源等に充てるべき事業報酬の原価算入が可能になった。こうした制度を踏まえると、公益企業としての地方公営企業には、事業を永続的に経営するために必要となる利益の確保が求められる。

実際、水道事業では「水道料金算定要領」において料金原価を構成する一つの要素として「資産維持費」を挙げている（日本水道協会2015）。また、普及が進む中で地方公営企業法の適用が進められている下水道事業に対しても、こうした視点が求められるようになってきている（日本下水道協会2017）。とはいえ、資産維持費の水準の基礎に関する考え方については議論が分かれる。例えば、水道事業においても資産維持費の計算方法は変遷してきた（宇野2023a）。

第1に、積上方式である。1979年版の「水道料金算定要領」では、「企業債償還金+減価償却不足額+その他事業維持に必要な額」とし、所要額を積み上げる方式を採用していた。しかしこの方式は、減価償却費を原価とする損益ベースを採用しながらも資金ベースの料金算定を可能にするものであり、実質的に不足分をすべて資産維持費とするものであった。しかも、企業債償還金も資産維持費の構成要素とすることで減価償却費はすべて更新財源となる方式でもあり、料金高騰のおそれをはらむものであった。

こうした積上方式は、下水道事業でも見られる。下水道事業では、下水道事業全体の改築計画におい

て見込まれる減価償却費額に、定率の機能向上分を上乗せ、その機能向上分から長期前受金戻入を控除した部分を資産維持費とする方式が例示されている（日本下水道協会2017）。

第2は、金融市場に連動させた定率方式である。1990年代、公共料金の内外価格差が問題となり、分野横断的に公益事業料金の改革が進められる中で、「水道料金算定要領」では、資産維持率を用いる方式（資産維持費=対象資産×資産維持率）が導入された。この時には、資産維持率は金融市場に連動するものとされ、具体的には、平均的な自己資本構成比率に政府引き受け企業債利率の直近5か年平均の率を基準とする繰入率を乗じた値を用いることが原則とされていた。施設実体の維持に必要な資金を確保する一方で料金水準の上限を企業債利率との関係で示そうとしたものと理解できる。

第3に、全国的な財政シミュレーションに基づく定率方式である。1990年代末には金融市場に連動させた定率方式が導入されたが、低金利傾向が続く一方で、人口減少の中での施設の大量更新の必要性が顕在化した。そこで、将来の更新に必要な資産維持費を企業債残高との関係からマクロで推計することで得られた3%という値を標準とする方式へ移行した。これは、企業債残高を抑制しつつ料金によって更新財源を確保することを意図したものと理解できる。

それでは、資産維持費のあり方は三つの視座からはどのように評価できるだろうか。

まず、公益企業の視座からは、サービス供給を持続可能にするために施設更新を確実に実施していくことが重要となることから十分な更新財源を確保できる資産維持費の考え方がふさわしい。そのように考えると積上方式や全国的な財政シミュレーションに基づく定率方式（3%の資産維持率）が好ましい。しかしそうした方式に基づく料金水準が高くなる可能性は高い。

次に、直営企業の視座に立てば、更新財源の確保はもちろんだが、特に生活者を念頭に入手可能な料金水準であることが求められる。こうした視座からは、例えば金融市場と連動させて資産維持率の上限値を示そうとする方式のように何らかの形で料金水準に社会的に許容される上限値を示す方式が好まし

いことになる。

生活者への配慮は基本料金や従量料金の通増度の設定など料金体系を設定する段階で考慮されてもよいが、成熟社会に移行し、大量使用者に過度に依存するわけにはいかなくなっている状況を踏まえれば、多くの都市自治体では、資産維持費の水準を決定する段階で考慮される必要が高まるだろう。その場合、資産維持費の決定には、更新資金の確保を前提にしながらも、料金水準への影響も加味される必要が生じる。更新需要を合理的に抑制・平準化するアセットマネジメントに基づく施設更新計画や経営戦略が策定されていることを前提に、積上方式により減価償却不足額を算定し、それを資産維持費として認識することも考慮に値するだろう。

重要であるのは、現役世代である現在の住民が減価償却費に加えて何を負担するべきかという問いである。減価償却費は取得原価によって計算されるため、それをすべて料金原価に含めたとしても物価上昇分や、更新時点での技術を前提とする当然の機能向上分は含まれない。現在使用できる施設の機能を、その時点での技術水準を前提に将来世代に引き継いでいくものとするのであれば、機能向上したものを引き継ぐ必要があり、その分の減価償却不足分を資産維持費として料金原価に入れることとなる（宇野 2012b）。こうした問いは負担分任の内容を問うものであり、地方自治を重視する直営企業の視座と関連する。

最後に、公共企業の視座に立てば、例えば、地域経済に影響を及ぼし得る用水型の中小事業者等への配慮が問題になるが、これは資産維持費の決定の問題というよりは、料金体系の問題、あるいは料金減免の問題である。独立採算制を採用する地方公営企業において、これらの問題は一般会計部局と連携して取り組むべき政策課題であり、一般会計繰出金等によって補填するケースもあり得る。

4 広域化・広域連携

次に、広域化や広域連携についても三つの視座から検討してみたい。広域化等は地方公営企業において持続可能なサービス供給を可能にする手法として、近年、積極的に促進されている。

まず、公益企業の視座から見れば広域化等は合理

的である。規模の経済を発揮し、より経済的・効率的に経営できる場合にはもちろんのこと、組織に中長期的な経営を見通す余裕を与えられるという点や、安全性や災害・防災対策への対応力を向上させることができるという点でも大きなメリットがある。

その一方で、地方公営企業の多くが市町村の直営企業であることを考慮に入れば、広域化等に消極的な自治体が存在することにもうなずける。例えば、水道事業であれば、広域化、特に事業統合の場合にはそれにより料金が上がるおそれのある自治体にとってはメリットがない。また、料金設定の権限をはじめとする事業に関する権限が失われることも、広域化に対する阻害要因になる。地域全体の利害よりも、各自治体単位での利害が優先されることが多い。

ここで注目したいのは、地方公営企業の自律性の効用である。地方公営企業には、施設産業型の事業特性から中長期的かつ専門的な見地からの経営が求められることが多く、そのため政治・行政と経営を分離する、一定の自律性を持った経営が必要となる。特に大都市ではそうした必要性が高い。

そのために地方公営企業法が準備している制度は管理者制度である。地方公営企業法が適用される地方公営企業には管理者が原則として置かれる。管理者には一定の身分保障が認められ、首長に任命される。地方公営企業法制定当初、管理者は、一定の身分保障はされていたが、あくまでも一般職の職員であった。その後、管理者の機能強化を目的として、1966年の地方公営企業法改正によって特別職となった（地方財務協会 1952; 関根 1998）。

地方公営企業の経営管理機能のすべてが管理者に委譲されるわけではなく、管理者、首長及び地方議会の間で分有される。首長が管理者をどのように選任し、その地方公営企業の自律性を確保するかも、その地方公営企業の経営のあり方に影響を与える。特に、地方公営企業の中に技術に根差した経営の経験が蓄積されている場合には、地方公営企業が自律的に経営される方が、短期的な経済性を強調することの多い外部からの影響から遮断され、技術的に合理的な頑健で冗長的な施設が維持される可能性が高い（宇野 2023a）。こうした内部からの統制による

経営は、大都市自治体のように技術職員やそれを支える地方公営企業の事務系職員の層が厚い団体では有効だろう³。

ここで注目したいのは、そうした大都市自治体ではなく、技術職員の層が薄くなりつつあり、また、事務系職員を一般会計部局からの人事異動に基本的に頼り、生え抜きの職員が少ない中小の都市自治体である。これらの都市自治体では、地方公営企業を自律的に経営できるだけの人的資源を持たないかもしれない。その場合には、管理者を置かず首長や一般会計部局との連携によって経営されるだろうし、実際にそのように経営されてきた。地方公営企業側から見ると、これは外部統制である。

もっとも、こうした外部統制が必ずしも中長期的な視点に基づく経営を導くわけではない。むしろ、短期的な視点に基づく住民の利害に応答的な経営をもたらすこともあり得る（宇野 2022a）。

地方公営企業の自律性が低く、経営が外部から統制される場合、料金収入の範囲内で行われている限りは、首長や一般会計部局の地方公営企業に対する関心は必ずしも高くなく、その経営は自律的なものとなる。

しかし、料金引き上げや一般会計からの繰り出しが必要になる局面や事故等が発生し、世論が高まる局面では、首長や一般会計部局の関心が高くなり、地方公営企業に対する政策的な介入が行われる。それゆえ地方公営企業側では、首長の立場をあらかじめ予見し、例えば、料金を引き上げることなく、現在の料金水準の中でやり繰りをするのが重視されるようになる。その結果、2000年代以降、施設の更新が進まず、老朽化が進行するケースが見られてきた。

このような状態が放置されると施設の老朽化による事故の発生などの可能性が高まり、あるいは震災等への備えも不十分になるおそれがある。こうした状況への対応策の一つは、外部統制の内部化である。すなわち、地方公営企業の外部から統制するものとして位置づけられてきた首長や一般会計部局においても、日ごろから地方公営企業やその事業への正し

い理解を深め、その一員としての意識を高めていくことである。こうすることで、地方公営企業の持続可能性を維持するために必要な建設投資や、料金引き上げを含む財源確保方策に対する首長や一般会計部局の意識が変わるかもしれない。しかし、そもそも技術職員などの人的資源が不足し、その地方公営企業の内側に長期的で技術志向の経営を行うべきであるとする態度を継承できていないのであれば、こうした対策は意味をなさない。人口減少が進み、担い手不足が顕在化する中で、多くの中小都市自治体が抱える問題の所在は、そこにあるのかもしれない。

そこで、中小都市自治体のためのもう一つの解決策が広域化等である。広域化等によって地方公営企業（この場合には企業団等）の組織や事業の規模が大きくなれば、それだけ技術者等の担い手の層を厚くできる可能性も高くなる。また、企業団等は都市自治体から形式的には切り離された組織になることから、一定の自律性が確保されることになる。そうすることで、企業団等の組織の中に長期的で技術志向の経営を行うべきであるとする態度を継承していくことができれば、地方公営企業の建設投資や料金設定の意思決定を中長期的なものへと変えていくことができると期待される。公益事業の視座から眺めると、広域化等にはこうしたメリットが見られるのだ。

次に、直営企業の視座から見てみたい。上述したように広域化等は公益事業の視座から合理的である。もっとも、一見すると、広域化等により自治体の直営でなくなるのであれば、その時点で直営企業の視座に矛盾するよう見える。しかし、直営企業であることの意味は形式的に自治体の直営であることを意味しているわけではないことに注意が必要である。直営企業であることの意味は、一つには民主的であることであり、もう一つには、地域住民の福祉を向上するように経営されることであろう。人口減少が進み、更新投資を行うのに需要が不足するようになり、また、担い手も不足するようになることを考慮に入れるのであれば、単独で事業を継続することはサービス水準の低下を意味するかもしれな

3 もちろん、自律的であるために技術的な独善に陥り、経済的に非合理的な過剰投資が行われるおそれはあるが、地方公営企業の場合には、首長や地方議会が分有する経営機能管理機能が発揮される限り、完全に自律的であることはあり得ず、外部からの統制を利かせることができるだろう（宇野 2023a）。

い。もしそうであるならば、形式的に直営企業であったとしても、実質的には、すなわち地域住民の福祉向上という点では直営企業ではなくなってしまうことを意味する。こうした場合には、広域化等によりサービス水準を維持することを優先することの方が、直営企業の視座からも望ましいということになるだろう。

問題は、もう一つの観点である民主的であることが損なわれることである。こうした問題については、例えば、企業団等の企業統治のあり方により工夫することも可能だろう。企業団等の議会の議員は各構成団体の議会において選出されること多く、一方で、各構成団体の首長が理事会を形成していることもあるが、これを統合することも検討に値する。住民から選出された各構成団体の議員と、住民から選出されるとともに各構成団体の執行機関でもある首長による統制が行われることにより、民主的な運営が一定程度可能になるだろう(宇野 2017a)。さらに、企業団等による住民への情報提供や住民参加の機会の提供などにより補完される必要があるだろう。

最後に、公共企業の視座から見ると広域化等ほどのように評価できるだろうか。公共企業の視座が重視するのは地域経済や地域経済循環である。それらは必ずしもその都市区域に限られるものではない。その都市が属する広域圏全体の住民の生活基盤が確かなものになることは、その中心にある都市に中長期的に裨益する。都市の経済活動は単独で存在しているわけではなく、周辺部に支えられていることが多いからだ。こうした視点は、県庁所在地や城下町である中小都市自治体など中心性を持つ都市自治体には特に重要だろう。

また、区域を接していない遠隔地に対して、第三セクター等を通じて技術支援や業務の受託などによる広域連携に取り組むケースも見られる(宇野 2015)。こうした取組は、その都市自治体の技術職員等を常に余裕をもって確保しようとする態度を涵養する可能性を持ち、また、仮に広域連携に取り組むほどの技術職員等が確保できないような場合には、それに対処するためにデジタル化など技術革新を進めるきっかけにもなり、また、都市地域の技術革新を促すきっかけにもなるだろう。さらに、広域連携による附帯収入は多少なりとも経済的なメリット

を生み出すだろう。

このように公共企業の視座から見れば、中小都市自治体にとってはもちろんのこと、大都市自治体においても、地方公営企業における広域化等に取り組む理由が見出されると言える。同時に、地域経済循環や技術革新に結び付かない形式だけの広域化等を避けなければならない理由も見出されるだろう。

5 おわりに

本稿では、筆者のこれまでの研究に基づき、地方公営企業の本質を表す三つの視座を整理し、それを評価基準として、都市自治体における地方公営企業の料金や広域化等のあり方について若干の考察を加えた。

現在の料金や広域化等のあり方に関する議論は、主に公益事業としての地方公営企業を強調するものであり、地域性よりも機能性を重視したものである。他方で、直営企業や公共企業の視座から見ることによって、公益企業の視座からは見落とされるいくつかの論点が見出された。

地方公営企業の経営のあり方は、地域の実情に応じて様々であり、また多様であるべきである。それゆえ、地方公営企業のあり方は一つのものとして示されるわけではなく、その本質を示す三つの視座からそれぞれが自らの経営を分析し、三つの視座から見た姿が調和するようにそれぞれの経営戦略を策定していく必要があるだろう。

引用文献

- 宇野二郎 (2024) 「下水道事業における雨水事業と都市計画税」『地方税』第 75 巻第 5 号、2-11 頁。
- 宇野二郎 (2023a) 『公営企業の論理－大都市水道事業と地方自治』勁草書房。
- 宇野二郎 (2023b) 「公営企業における脱炭素化の展望－水道事業を中心に」『地方財政』第 62 巻第 9 号、4-12 頁。
- 宇野二郎 (2022a) 「もう一つの地方公営企業－1990 年代の大阪市水道事業」『季刊行政管理研究』第 180 号、4-15 頁。
- 宇野二郎 (2022b) 「地方公営企業の自律性と冗長性－東京都と大阪市の水道事業を事例として」『年報行政研究』第 57 号、22-40 頁。

- 宇野二郎 (2021) 「地方公営企業制度を再考する－経営戦略に注目して」『地方財政』第 63 巻第 4 号、4-17 頁。
- 宇野二郎 (2019) 「これからの地方公営企業はどのように位置づけられるべきか」『都市問題』第 110 巻第 11 号、40-50 頁。
- 宇野二郎 (2017a) 「地方公営企業の広域連携と企業団」『公営企業』第 49 巻第 7 号、4-13 頁。
- 宇野二郎 (2017b) 「水道事業における市町村公営原則の発展」『札幌法学』第 28 巻第 1 号、1-42 頁。
- 宇野二郎 (2016a) 「再公営化の動向からみる地方公営企業の展望－ドイツの事例から－」『都市とガバナンス』第 25 号、16-34 頁。
- 宇野二郎 (2016b) 「ドイツにおける地方公営企業の経営形態と再公営化」『公営企業』第 48 巻第 7 号、4-16 頁。
- 宇野二郎 (2015) 「地方公営企業の連携を考える」『地方財政』第 54 巻第 2 号、4-11 頁。
- 宇野二郎 (2013) 「人口減少時代における水道事業経営－料金政策と財政運営」『公営企業』第 45 巻第 6 号、45-74 頁。
- 宇野二郎 (2012a) 「施設の更新・長寿命化と料金・使用料算定」『公営企業』第 43 巻第 10 号、33-50 頁。
- 宇野二郎 (2012b) 「公会計改革」片木淳、藤井浩司編『自治体経営学入門』一藝社、94-115 頁。
- 宇野二郎 (2009) 「市町村水道事業と地方自治－1947 年から 52 年まで」『札幌法学』第 18 巻第 2 号、1-34 頁。
- 大坂健 (1992) 『地方公営企業の独立採算制』昭和堂。
- 奥野誠亮・柴田護 (1949) 『地方財政法講話』地方財務協会。
- 関根則之 (1998) 『改訂地方公営企業法逐条解説 (改訂 9 版)』地方財務協会。
- 総務省自治財政局編 (2023) 『地方公営企業年鑑 (令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日) 第 70 集』(https://www.soumu.go.jp/main_content/000941115.pdf、最終アクセス：2025 年 2 月 1 日)。
- 地方財務協会 (1952) 『地方公営企業法解説』地方財務協会。
- 日本下水道協会 (2017) 『下水道使用料算定の基本的考え方 2016 年度版』日本下水道協会。
- 日本水道協会 (2015) 『水道料金算定要領 (平成 27 年改訂版)』日本水道協会。
- 諸富徹 (2016) 「エネルギー自治・シュタットベルケ・地域経済循環」『地方財政』第 55 巻第 11 号、4-16 頁。